平成２２年第４回涌谷町議会定例会（第２日）

平成２２年９月１０日（金曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１．開　　議

１．同意第　２号の上程、説明、質疑、採決

１．議案第６６号の上程、説明、質疑、討論、採決

１．議案第６７号の上程、説明、質疑、討論、採決

１．議案第６８号の上程、説明、質疑、討論、採決

１．議案第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決

１．議案第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決

１．認定第　１号の上程、説明、質疑

１．延会について

１．延　　会

午前１０時開議

出席議員（１５名）

１番	杉浦謙一君	２番	久　勉君
３番	大平義孝君	４番	安部元彦君
５番	伊藤雅一君	６番	門田善則君
７番	鈴木英雅君	８番	大泉　治君
９番	菅原冨士郎君	１０番	長崎達雄君
１１番	遠藤釈雄君	１２番	木村正義君
１３番	笹木健一君	１４番	加藤　紀君
１５番	大橋信夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋荘治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉ｾﾝﾀｰセンター長	青沼孝徳君	町民医療福祉ｾﾝﾀｰ副センター長	佐々木敏雄君
町民医療福祉ｾﾝﾀｰ総務管理課長	高橋宏明君	町民医療福祉ｾﾝﾀｰ健康福祉課長	佐々木忠弘君
町民医療福祉ｾﾝﾀｰ健康福祉課副参事	熊坂礼子君	産業振興課長	大友信一君
産業振興課商工観光室長	村上芳行君	建設水道課長	菊地　満君
建設水道課統括主幹	澤田勝治君	会計課長	櫻井　信君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	久道章夫君
教育文化課統括主幹	川口美恵子君	教育文化課統括主幹	三塚尚登君
代表監査委員	牛渡　稔君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	安部政志	総務班長	小関文恵
主査	荒木達也		

◎開議の宣告　（午前１０時）

○議長（大橋信夫君）　皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問大変ご苦労さまでした。本日もよろしくお願いいたします。

直ちに会議を開きます。

日程をお知らせいたします。日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。

―――――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――――

◎同意第２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大橋信夫君）　日程第１、同意第２号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君）　皆さん、おはようございます。

きょうもお手やわらかにお願いを申し上げます。

それでは、提案の理由を申し上げます。

同意第２号の提案理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員畑岡直子氏が、平成22年９月30日をもって任期満了となりますので、新たに山崎信夫氏に涌谷町教育委員会委員を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時０２分

再開　午前１０時０３分　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君）　再開します。

これより質疑に入ります。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第２号　教育委員会委員の任命については原案のとおりこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大橋信夫君）　挙手全員であります。

よって、同意第２号　教育委員会委員の任命に……（「全員でなかったんでないの」の声あり）

挙手多数であります。

よって、同意第２号　教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時０４分

再開　午前１０時０５分　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君）　再開します。

ここで議会の同意を得られました教育委員からごあいさつをいただきます。山崎信夫さん、登壇願います。

○教育委員会委員（山崎信夫君）　ただいま教育委員としてお認めいただきました山崎信夫と申します。吉住で酪農と水稲を営んでおります。仕事柄、大変時間の制約もございますけれども家族の協力を得まして、与えられた職務に最善を尽くしてまいりたいと思っております。何せ浅学非才な者でございますので、皆様方の温かいご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　ありがとうございました。

休憩します。

休憩　午前１０時０６分

再開　午前１０時０６分　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君）　再開します。

―――――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君）　日程第２、議案第66号　町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘冶君）　議案第66号の提案の理由を申し上げます。

本案は、学校等適正規模の見直しに伴う涌谷第二小学校と涌谷第三小学校の統合につきまして、平成23年４月を予定し、涌谷第二小学校の改修におきましては既にお認めをいただいているところでございます。今般、新

しい学校の名称等についてご審議をいただきたく提案いたしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　教育文化課長。

○教育文化課長（久道章夫君）　それでは、議案を朗読しご説明申し上げます。

議案第６６号

町立学校設置条例の一部を改正する条例

町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

第３条の表中「涌谷第二小学校　涌谷町涌谷字小人町１番地

涌谷第三小学校　涌谷町上郡字永根１番地２」を

「月将館小学校　涌谷町涌谷字小人町１番地」に改める。

附則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

平成２２年９月９日提出、涌谷町長。

議会資料の新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

１ページでございますが、ただいま議案で読み上げましたとおり、第３条には町内の小学校の名称と位置が記載してございます。５校の名称と位置でございますけれども、これを改正して、改正案のように表中の２番目のところを「月将館小学校」、位置は「涌谷町涌谷字小人町１番地」と改めようとするものでございます。

参考までに提案の経緯についてご説明申し上げます。

まず、新設校の位置ですが、これにつきましては学校等適正規模検討委員会の答申を尊重しまして、教育委員会から町長に提案した内容でございます。現在の涌谷第二小学校の位置というものでございます。

次に名称ですが、今年度統合に向けた推進委員会を４月20日に設置したところですが、その委員会におきまして、校名につきましては公募してその中から選定しましょうということで、５月に入りましてから二小、それから三小の保護者、またひなた幼稚園、城山保育所の保護者に呼びかけ、さらに東地区の全戸にチラシで応募を呼びかけました。その後、６月１日号の広報でも公募しておりましたけれども、その結果、118件、67の校名案の応募があったところでございます。この67の校名案につきましては、地名などにちなむもの、それから歴史にちなむもの、そして児童の健やかな成長を願うものなどが主なものでしたけれども、推進委員会及び教育委員会で選考を重ね、最終的に本日の提案となったものでございます。

校名の選定理由としまして、月将館は天保９年、1838年、涌谷伊達氏13代の伊達義基が設立した郷学の学習館で、現在の涌谷第二小学校の近く、下町江合川河川敷でございますけれども、近くにあったことや、また高名な学者、門人を多く輩出しておりまして、学問奨励の意味からもふさわしい名称ではないかということで選定したものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（大橋信夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号　町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第66号　町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君）　日程第３、議案第67号　涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君）　議案第67号の提案の理由を申し上げます。

本案は、研修館及び世代館を指定管理者にすることができるよう、条文を改めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当副センター長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君）　議案第67号の説明をいたします。

朗読し、説明いたします。

議案第６７号

涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例

涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を次のように改正する。

第４条中「涌谷町高齢者福祉複合施設（以下「複合施設」という。）」を「涌谷町高齢者福祉複合施設、涌谷町研修館及び涌谷町世代館（以下「複合施設等」という。）」に改める。

第７条第１項を次のように改める。

第７条　複合施設等を使用する者は、涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例第２条に規定する使用料及び手数料（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

附則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

平成２２年９月９日提出、涌谷町長。

条例案新旧対照表の２ページ、お開きいただきたいと思います。

第４条の指定管理者による管理についてでございます。

現在、指定管理者による管理を行っているのは、涌谷町の高齢者福祉複合施設でございますが、それに研修館、

世代館を加えるものでございます。研修館、世代館は平成元年に建設された施設でありますが、今回の条例改正によりまして来年度から指定管理者による管理を行えるようにして、わくや天平の湯との相乗効果に期待するものであります。導入効果につきましては、管理運営体制の効率化や経営効率化の改善、そして住民サービスの向上が図られて費用効果の向上が図れることを期待するものでございます。今後指定管理者と設置者間で管理運営の仕組みの検討をする中で、施設の状況や運営課題の把握、そして解決方法、安全管理や危機管理の役割や責任分担、修繕等の範囲や経費負担等々、いろいろ検討する項目はありますけれども、涌谷町の高齢者福祉複合施設の管理などを参考に進めてまいりたいと考えております。

第７条につきましては、利用料金等でございますが、研修館、世代館の利用料について利用者が指定管理者に払うべく旨を定めたものでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号　涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第67号　涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第６８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君）　日程第４、議案第68号　涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君）　議案第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号　涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第68号　涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君）　日程第５、議案第69号　定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君）　議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎市を中心とした定住自立圏構想を推進するに当たり、さきの定例会においてお認めをいただきました涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の規定により、中心市である大崎市を必要な項目について協定を締結いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、総務省で提唱しております地域の人口定住を図る目的で策定されました定住自立圏構想推進要綱に基づきまして、大崎市と涌谷町とが連携して取り組める事業について、４月から６月まで協議してきたものでございます。

それでは、協定書の内容についてご説明いたします。

議案書６ページでございます。

第１条につきましては目的でございます。

第２条、基本方針ですが、各町の地域資源を活用し、役割を分担して連携を図り、共同、補完し合うこととされております。

第３条につきましては、連携する政策分野を示しておりますが、取り組み内容と役割については別表の８ページから11ページまで記載しております。後ほど説明いたします。

第４条は費用負担についてですが、今後協定締結後、大崎市で主催する共生ビジョン懇話会にて協議し、定めることとなっております。

第５条は協定の変更についてですが、変更する場合はあらかじめそれぞれの議会の議決を経ることとなります。

第６条につきましては、協定の廃止でございます。廃止につきましても、議会の議決を経た上で他方に通知することとされております。

また、協定の締結日につきましては議決されましたなら10月初めに予定されております。

８ページをお開きいただきたいと思います。

第３条関係でございます。

初めに、医療機能の充実でございますが、県の計画である大崎地域の医療整備計画では、大崎市民病院が高度医療、急性期医療を担う拠点病院として位置づけられておりまして、各地域の公立病院は一般医療、初期救急、二次救急を担うとされております。よって、圏域での医療体制については、それぞれの病院が役割分担を明確にして、より強く連携がとれるような体制をつくろうとするものでございます。

次に、観光振興の推進ですが、観光産業の推進を図るため、観光イベントの共同実施を行おうとするもので、特に地域の魅力アップのため、仙台圏や首都圏での開催を計画しようとするものでございます。

次に、図書館機能とサービスの充実については、圏域内の図書館の相互利用ができるようにするための検討会議を立ち上げようとするものでございます。

また、生涯学習の推進につきましては、圏域内で実施しております各町の各種講座や教室、講演会等に受講の対象を圏域内住民すべてに拡大しようとするものでございます。

次の公共施設の相互利用でございますが、スポーツ施設や社会教育施設の利用について町民だけとする利用制限や利用料金を緩和して、相互に利用しやすい施設にしようとするものでございます。

次に、法律相談の充実につきましては、多重債務などで困っている住民がふえている状況でございますので、大崎市で開催する法律相談を活用できるようにするものでございます。

消費生活相談の充実につきましては、相談員の合同研修や難しい相談につきまして、相互に情報交換が行えるよう協力体制を構築しようとするものでございます。

次、10ページに移ります。

次の情報通信技術の関係では、電子申請システムの整備についてでございます。この件につきましては、県が行うシステムに加入し、圏域全体として電子申請システムが利用できる環境を構築しようとするものでございます。

また、デジタルデバイドの解消につきましては、ＮＴＴに対して早期の光通信開通の要望を行おうとするものでございます。

次に、移住の促進ですが、現在ありますおおさき移住支援センターを活用いたしまして、移住希望者に町の生活情報や居住情報を発信するものでございます。

次に、青年交流の推進ですが、内容としては結婚相談の関係でございます。出会いの場を圏域全体として提供しようとするものでございます。

最後に、職員の育成ですが、人事交流を通じまして職員のスキルアップを図ろうとする取り組みでございます。

以上、協定内容につきまして説明いたしましたが、取り組む事業はほとんどがソフト事業でございます。事業費等につきましては総務省で示した上限額以内となる予定となっております。今後は11月に設置される予定の

大崎定住自立圏共生ビジョン懇話会にて具体的な取り組みと事業費等について協議が始まり、平成23年３月までに策定し、公表することとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君）　これより質疑に入ります。１番。

○１番（杉浦謙一君）　いろんなメニューがあるんですけれども、一番私が心配しているのは、大崎市だけが有利というか、いいところをとって、涌谷町が本当に大丈夫なのかというところが一番心配しているところなんですけれども、現時点で今後どう進めるか、このメニューの中はわかりませんけれども、本当に涌谷町に不利にならないのかということが一番心配しているんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　それぞれこの協定の項目等につきましては、ことしの４月から６月までに平均しますと５回ぐらいになりますか。各部署の担当課長が集まって協議を重ねてまいりました。その際に、ただいま議員からご指摘の点もかなり議論されてまいりまして、それぞれ各町と大崎市とが協定を結ぶ内容については、その町にメリットがあるのかないのか、そういった部分も含めて大分深く議論したつもりでございます。そういった中で、現在お示ししている項目はこの項目でございますが、私の方で大崎市で提案された項目に協定を結ばない項目も大分ありました。そういった中で、取捨選択をしてそういったメリットのないものについては協定項目から外しておるということでございます。

○議長（大橋信夫君）　１番。

○１番（杉浦謙一君）　たしか今月８日でしたか、色麻町で協定書が否決されているんですね。それは私も詳しいことは議会を傍聴しているわけではないのでわかりませんけれども、やはり不利になるという判断ではないのかなと思うんですけれども、そういう点では色麻町みたいな状況になりますと、今後どうなっていくのか。これ離脱というか、首長が決めるのかわかりませんけれども、そういった場合、色麻のような状況というのはこの大崎地域ではどういうふうな状況になっていくのかというのがちょっと心配というか、不安だという点があるんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　私も色麻町の関係は昨日聞いております。ただ、いろいろとお話を聞いてみますと、今後27日に臨時会を開いて再度議決をいただくというような話も聞いておりますが、他町のことはあれですけれども、実際にこの定住自立圏構想そのものは大崎市と圏域内の４町がそれぞれ１対１で協定を結ぶことになるわけでございます。これは仮の話でございますけれども、色麻町で協定を結ばないということであれば、色麻町が抜けるという形になります。ただ、協定項目の中で実際にこれは定住自立圏構想の基本的な考え方の中ではちょっと無理があるのかなとは思いますが、特に人事交流等については議論の中で大崎市と涌谷町が人事交流することは協定の中で定められますけれども、議論の中ではせっかくだから美里町とか、加美町とか、色麻町との人事交流もしてみたいねという話もございました。そういった中で、こういった協定を結ばない町がいるとすれば、そういった中でなかなかそれは難しくなってくるのかなというふうには思いますけれども、ただ、あくまでもそういった協定項目そのものについては大崎市とそれぞれの町が１対１で協定を結ぶということになりますので、私は今後の推移はあるかもしれませんが、その関係についてはある程度何と申しますか、余り考えなくてもいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君）　ほかに。５番。

○５番（伊藤雅一君）　総務省の事務次官通達というふうになっていますが、この協定書、この通達か。通達の拘束力、まず一つ、それをお聞きしたいと思います。

それから、都市機能を整備すると、こういうふうにございますが、これ経費が伴うと思います。金額の大きいもので結構ですから、どういった整備、予算額はどれぐらいこれは考えておく必要があるのか、お聞きしたいと思います。

それから、第４条で費用の負担というふうにあります。これは両者の協議でもって決めると、こういうふうにありますが、大崎市だけでなく、涌谷町だけでなくてもっと数があるようでございますが、単独でいろいろと協議の中で主張されても、果たしてその言いたいことが通せるのかなというふうに私心配するんですが、そういったこともありますので、ひとつお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、協定の廃止の中で、３番目のところで「通告があった日から起算して２年を経過した日にその効力を失う」とこういうふうにございます。これは一方的に協定を廃止したいと思うときは、一方的に契約の破棄が可能だとこういうふうに解釈されますが、これは確認をしておきたいというふうに思います。通告すればそれで破棄できるのかということをお聞きしておきたいと思います。以上でございます。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　質問の最初の第１点目の拘束力の関係ですが、最後の質問とも関連してくると思いますが、協定を結んで、現在の想定では５年ぐらいのめどで考えているようでございますが、拘束力としてはこの協定項目の内容についてはそれぞれお互いに信義に基づいて協定を結ぶわけですから、それなりに拘束力はございますし、ただ、この廃止の関係とも関連いたしますけれども、その内容が実際に今後共生ビジョンを策定されまして、事業費等も確定してまいりますけれども、そういった中でちょっと問題があるよということであれば、これはあくまでもこの協定書の中にも出ておりますけれども、議会の議決を経て相手方に通知するということになるわけです。ただ、２年以内というふうになっておりますんですね、これね、実際に。ただ、実際問題としては、廃止したいという申し入れをした際に、その年度、年度の事業は当初予算で計上する形になりますので、そこに計上できないという形になりますので、実際の事業はスタートできないと思います。そういったことになろうかと思います。

ただ、次の都市機能の整備の予算額ということで、実際にはまだ額は出ておりません。ただ、先ほど私が申しましたように、今回の事業は概算ではございますけれども交付税措置がされるということで、この事業に取り組んだ場合に中心市が4,000万円、ほかの町が1,000万円という、そういうような交付税措置がされる計画のようでございます。ですので、先ほど申しましたように、ほとんどがソフト事業ということで取り組む内容でございますので、その交付税の範囲内で事業が進行していくんだろうということの想定の中で協議をしてまいりました。そういうことでお答えしたいと思います。

あともう一つ、何だっけ。以上でよろしいですか。

○議長（大橋信夫君）　５番。

○５番（伊藤雅一君）　一つ、私が質問したのが落ちたようでございますが、費用の負担、これは協議でもって決めるというふうにはなっていますが、涌谷町で異論があるとき、主張されても、果たして他の町から、それか

ら大崎市のような相手方でございますので、受け入れてもらえるものかなというふうに心配するんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　今回の協定は大崎市と１対１の対等の立場で協定を結びます。確かに中心市という形ではございますが、ですから先ほどちょっと触れましたけれども、こちらの方でその事業内容についてどうしても納得いかないということであれば、それはこちらの判断ではっきりと申し入れできますし、廃止もできるわけでございます。ですから、今議員ご指摘のいろんな中で大きい市に対して物が言えるのかというようなことではないと思います。ですから、その点については余り心配はしていないつもりでございます。

○議長（大橋信夫君）　10番。

○10番（長崎達雄君）　今の中心市が4,000万円、あと周辺の町が1,000万円の特別交付税が来るわけなんですけれども、それでメニューがこういっぱいあるんだと。それから絞ってここに載せたと思うんですけれども、私はこの定住自立圏に参加するのであれば、もう少し絞って、例えば医療機能の充実なんですね。だから、この中から重点的にさらに絞ってやった方がいいと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　協定項目の協議の中で大分私の方としては絞ってきたつもりでございます。ただ、１点集中的に事業をやった方がいいのではないかという考え方もあろうかと思います。ただ、現在、今回載せました３条関係の項目につきましては、今後こういった形で事業を進めてはどうかという協議会の設置とか、そういった内容でございます。ですから、具体的な何と申しますか、事業がスタートするまでの準備期間的なものが大分多うございます。ただ、そうはいっても、いろいろと内容的に医療の関係につきましても今後想定される問題が内容的には大分含まれてくるんだろうというふうに思いますけれども、現在この後協定を結びまして、共生ビジョンの中で議論した中で、いや、これは実施してもどうかなということも出てくるかもしれません。そういった中でそれぞれの町が最終的に判断しても構わないというふうに思っておりますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君）　10番。

○10番（長崎達雄君）　全員協議会でも２番議員から金額がどれくらいかかるんだとそういう話もありましたけれども、例えばこのメニューに参加しようとすると、やはりある程度医療機能の充実なら200万円とか300万円とかと、各個に金額を出せないんですか。どれぐらいかかるんです。例えば、医療機能の充実、この乙の役割に対して。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　現在では事業費は出せません。共生ビジョンの中で事業費はある程度は出てくると思います。ですから、項目の内容として協議の中で協議いたしますが、私が今答えられるのは、先ほど申しました4,000万円と1,000万円の枠内というふうな内容でお話ししましたが、その程度の内容しか今話せません。一つ一つの事業については、これは前の全員協議会の中でちょっとお示しした内容は、大崎市さんが施設整備の中で取り組む事業費は載せておりますけれども、それと並行して行うそういったソフト事業の事業費についてはまだ一切出ておりませんので、今後協議の中で決めていくということになるものでございます。

○議長（大橋信夫君）　10番。

○10番（長崎達雄君）　そうすると、1,000万円超える場合も想定されるんですね。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　ですから、前にもお話ししましたけれども、協議の中ではその枠内でおさめるような事業だけをとりあえず項目として載せたということでございます。

○議長（大橋信夫君）　ほかに。13番。

○13番（笹木健一君）　先日の全員協議会ですか、それからその前にも説明ありましたし、きょうこのような形で示されております。何となく中心市が有利なように考えがちになりますけれども、これやはり共同的にこの事業に参加するというか、大崎市とともに発展していくという内容になっているようですので、これはこれに参加して涌谷町がいかにこれを活用して前向きに取り組んでいくかどうかということに尽きると、このように今感じ取ったわけですけれども、そのことについてお聞かせください。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　まさにそのとおりでございます。ただいまの笹木議員さんのお話のとおりで、この項目の中でどれだけ、それぞれ各町で、または大崎市が持っているもの、そして私の方が持っているものと、そういったものをあるものを利活用しながら、自分の方の町の利便に活用するということが大きなねらいでございますので、大いにこの協定の内容を吟味し、今後も吟味しながら涌谷町のためになるようなそういった活用策を今後とも進めていきたいと思っています。

○議長（大橋信夫君）　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号　定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第69号　定住自立圏の形成に関する協定書の締結については原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君）　日程第６、議案第70号　大崎東部土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋荘治君）　議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は、公共用地等の取得が大崎東部土地開発公社によらなくとも円滑かつ適正に行われるようになり、公社設立の目的が達成されたため、解散を予定していますことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第１項の規定により、定款の一部を変更いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

ただいま町長から説明されましたが、将来的に公社を利用する計画がございませんし、平成15年度から赤字決算でございます。未収金につきましては、美里町が平成22年度末までに一括償還する計画であること等を踏まえまして、去る７月27日に開催されました理事会にて、解散に向けた手続を進めることとなったものでございます。今回の定款の変更は、解散後の残余財産の分配につきましての規定が、旧大崎東部６町時の定款のままとなってございます。これは同一割合ということになっていたために、現在は美里町と涌谷町だけでございまして、これを出資額に応じて分配することと改正するものでございます。現在の出資額は、美里町が200万円、涌谷町が100万円となっております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、11月上旬に解散に係る理事会、12月には解散に係る各町議会での議決を経て県知事に申請いたしまして、翌年の１月上旬に県知事の認可を受け、解散の登記を行い、１月中旬に清算人を決め、財産目録及び貸借対照表の作成を行いまして理事会の承認を得て、債権者に対する公告期間、約２カ月ぐらいでございますけれども行いまして、３月中旬に残余財産の分配と理事会に決算報告をして、３月下旬に清算の登記を行い解散となるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君）　これより質疑に入ります。５番。

○５番（伊藤雅一君）　ただいまの質問ですというと、公社が解散した場合ということで、今までは同一割合というふうに定めがあったものを出資額に応じてと、そういうふうに改められるということのようです。ここは残余財産が発生した場合ということで改正がなされるわけでございますが、この規定の中からしてもちろんわからないからお聞きするんですが、この逆も考えられないのかなというふうに思います。つまり、マイナスの配分ですね。そういった心配はないのかなということもありますので、この見通しなども、財産内容ですか、解散に当たってのその清算見通しはどうなのか、もしおわかりでしたらその辺もお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（菅原孝治君）　大変お話しするのが申しおくれましたが、議員皆様に平成21事業年度大崎東部土地開発公社財務諸表というのが配付されておると思います。その中で22年３月31日現在の財産目録が出ております。この内容を見ていただくとわかりますように、内容的には７億円ちょっとの全体の資産内容ですけれども、未収金が７億2,000万円くらいございまして、それが全部美里町で支払うと、一括支払うということでございまして、必ず残余財産は残る予定になっております。ですから、今議員さんがご心配しているマイナスの面というのはあり得ないと思います。

○議長（大橋信夫君）　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号　大崎東部土地開発公社定款の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第70号　大崎東部土地開発公社定款の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時０３分　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君）　再開します。

◇

◎認定第１号の上程、説明、質疑

○議長（大橋信夫君）　日程第７、認定第１号　平成21年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、登壇願います。

〔町長　大橋荘治君登壇〕

○町長（大橋荘治君）　議場を改装したら、今回からは町長はここでしなさいというご命令をちょうだいいたしましたので、この高い場所からご報告をさせていただきます。

認定第１号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成21年度涌谷町各会計の歳入歳出について決算を終了しましたので、決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものであります。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入決算額は68億9,397万7,000円、歳出決算額は66億7,112万3,000円となり、歳入歳出差し引きから繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は１億2,478万2,000円となったところでございます。

歳入では、町税において前年度より10.2％の減となり、さらに法人町民税と固定資産税が減額となりましたの

で、大幅な減額となったところでございます。また、基準財政需要額が減額で、基準財政収入額が増額となった地方交付税や税制改正があった地方譲与税及び自動車取得税交付金等で減額となりましたが、一方で学校情報通信技術環境整備事業補助金や複数の緊急経済対策交付金、また繰り越しした定額給付金補助金等の増額によりまして、国庫支出金は増額となりました。また、緊急雇用創出事業補助金やふるさと雇用創出補助金等の増額により、県支出金についても増額となっております。さらに、財政調整基金及び保健福祉基金からの取り崩しが大きかった繰入金と、温泉施設改修事業債及び臨時財政対策債が増額となった町債で増額となり、総額では10.8％の大幅な増額となったものでございます。

歳出では、第４次総合計画のまちづくり基本方針に基づいて申し上げます。

まず、教育と文化のまちづくりについてでございますが、学校教育については、言語力向上研究を初めとし、児童生徒の学力向上に努めながら、総合的学習への支援を行い、生きる力をはぐくむことを目指して個性を生かす教育に取り組んでまいりました。また、小中学校の教育用パソコンやスクールバスの更新を初めとして、電子黒板や理科備品等の購入など、教育環境の整備に努めました。子育て支援としましては、預かり保育等の実施により、保育体制の充実を図るとともに、社会教育においては、家庭教育の推進や青少年の健全育成のほか、城山裏土塁調査に着手いたしました。なお、資料館展示物の薫蒸や農村勤労福祉センターの耐震診断を実施し、また公民館等の施設修繕を行うなど、生涯学習施設の環境整備を行っております。

次に、健康と福祉のまちづくりについて申し上げます。

高齢者福祉については、訪問介護や短期入所事業等の生活支援事業及び老人保護措置を継続するとともに、障害者福祉につきましても医療費助成や自立支援事業を着実に進めるとともに、町単独の利用料２分の１の軽減策を実施いたしました。児童福祉におきましては、小学校６年生までの子ども医療費の無料化、保育委託、延長保育等の特別保育などを継続し、待機児童ゼロを実現して子育て環境の向上を図りました。また、健康づくりについては、妊婦健診の14回実施や新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図るとともに、壮年期、老年期の疾病予防対策事業を実施し、疾病の早期発見や予防、介護につなげてまいりました。また、町民の健全な食生活の実現を目指し、食育推進計画に基づいた食育推進事業を開始いたしました。

次に、生産と交流のまちづくりについて申し上げます。

農業振興については、担い手育成総合支援センターを中心として農業の担い手に対する総合的な支援に努めるとともに、涌谷農業振興地域整備計画の見直しを着手いたしました。土地改良事業としましては、主に県営鹿飼沼地区圃場整備事業関連の補助や、国営江合川地区土地改良事業等の補助を実施しております。園芸振興についても、パイプハウス整備補助を継続し、また、畜産振興については、町単独奨励事業を継続するとともに、乳牛に対する予防接種経費の一部補助をし、畜産農家の経営安定を図ってまいりました。

商工業振興につきましては、景気悪化による地域の不況対策として、地域中小企業振興資金の７億円の融資枠を継続したほか、運転資金に対する融資額の増額、貸し付け保証料の全額と利子の一部に対する町独自の補給補助を実施いたしました。なお、企業立地促進事業として企業に奨励金を交付したほか、シルバー人材センターに補助を継続して、高齢者の働く場の提供を行ってまいります。また、緊急雇用対策として、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、直接、間接で59名の臨時職員採用を行っております。観光の推進では、建築から12年経過したわくや天平の湯の大規模な改修を行い、また第２源泉を掘削してこの６月

にリニューアルオープンをいたしたところであります。

次に、自然と環境のまちづくり及び快適で安全なまちづくりについて申し上げます。

環境美化については、町民団体等が行うクリーン奉仕活動等を支援し、公衆衛生組合と連携して不法投棄防止パトロールなどを実施いたしました。また、し尿やじん芥処理事業等については、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、大崎地域広域行政事務組合と連携しながら循環型社会の構築に取り組んできたところであります。また、常備消防経費の負担や消防活動支援を行うとともに、自主防災組織に対する資材購入支援のほか、洪水ハザードマップの見直しを行い、また、交通安全対策にも努め、安全なまちづくりに取り組んでまいりました。

次に、便利な定住のまちづくりについて申し上げます。

道路整備につきましては、国庫補助金を導入して、また国の経済対策交付金等を積極的に活用して、八雲１号線ほか幹線町道の改良舗装及び維持補修を行っております。また、町土の均衡ある発展のため、第３次涌谷町国土利用計画を策定しております。町民バスにつきましては、運賃大人100円、子ども50円を維持し、公共交通機関として大きな役割を果たしてまいりました。

次に、自治と自立のまちづくりでございますが、コミュニティー活動の推進につきましては、地域の自治会活動の支援を初め、学校週５日制対応の地域活動にも支援を行うとともに、地域の集会所等施設整備の支援を行っております。また、町民会議につきましては、町民の皆様のご意見を聞かせていただく場として４回開催し、18人の委員の皆様から町政について貴重なご意見をいただいているところでございます。

最後に、認定事項ではございませんが、地方公共団体財政健全化法による涌谷町の平成21年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について説明させていただきます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため対象となる数値がなく、実質公債費比率は13.8％で、早期健全化基準の25％を大きく下回り、将来負担比率は98.7％で、同じく早期健全化基準の350％を大きく下回っております。また、決算統計上のすべての企業会計において、資金不足額が出ていないため、資金不足比率につきましても数値が出ていないという状況となっております。以上、財政健全化法における各指標につきましては、涌谷町は全会計において健全団体であることを申し上げます。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は24億1,100万9,000円、歳出決算額は23億1,238万6,000円となり、歳入歳出差し引き9,862万3,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入では、国民健康保険税において、景気の低迷等により失業者がふえ所得が下がった影響から、対前年度比3.6％の減少となっております。収納率につきましても、この影響が大きく0.32％の減少となっております。今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。国庫支出金につきましては、特別調整交付金において、対前年度比50.7％の増加となっております。そのほか、一般会計繰入金や財政調整基金繰入金等により財源の確保のため、歳入全体では対前年度比3.0％増加したところでございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費は歳出総額の57.9％を占め、１人当たりの使用額の増加から対前年度比5.1％の増加となっております。また、後期高齢者支援金等の増加があり、歳出全体では対前年度比1.1％の増加となっております。保健事業費では、医療保険者に実施義務づけられました特定健診の受診率は対前年度比10％上昇いたしましたが、特定保健指導の実施率につきましては減少する結果となりましたので、町民の皆

様を初め、関係者のご理解、ご協力をいただき、受診率、実施率の向上に努めてまいります。

現在、国では後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者のための新たな医療制度についての議論が深められております。このような中で国民健康保険を取り巻く環境は、景気低迷が長引く大変厳しい状況にあります。今後も歳入の的確な把握、確保に努めるとともに、特定健診等各種保健事業を推進し、健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、老人保健事業について申し上げます。

本事業につきましては、平成20年３月で老人保健制度が廃止された後の精算事業分として、平成22年度まで継続されるものでございます。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は１億3,399万1,000円、歳出決算額は１億3,116万4,000円となり、歳入歳出差し引き282万7,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料と一般会計からの基盤安定繰入金及び事務費繰入金などでございます。収納率につきましては99.9％で、県下でも６番目の収納率をおさめることができましたので、今後とも収納向上に努めてまいります。

次に、歳出につきまして、被保険者保険料として8,329万7,000円、保険料の軽減に伴う基盤安定化負担金として4,255万9,000円を、それぞれ宮城県後期高齢者医療広域連合に負担金として支出しております。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成21年度は渋江地内、表桜町地内、中江南地内、黄金迫前南地内ほかへ供用開始区域を拡大したところでございます。工事等につきましては、涌谷浄化センター沈砂池ポンプ等の土木建築工事及び汚水管渠等の敷設工事を実施したところであり、認可区域318ヘクタールのうち75.8％の約241ヘクタールの整備が完了いたしております。水洗化の状況につきましては、1,395戸の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

箆岳中央、上郡、花勝山地区に加え、生栄巻地区が平成21年４月から供用開始をしており、337戸の世帯及び事業所が接続されている状況で、適正な維持管理に努めているところでございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、今後ともより多くの町民の皆様に下水道の恩恵を享受できますよう、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

平成21年度の認定者数、サービス利用者数ともに伸びが見られ、介護保険給付費総額では対前年度比0.1％の伸びとなっております。介護予防事業の特定高齢者事業につきましては、対象者が少なく、一般高齢者に対する運動を主体とした事業を実施いたしております。今後とも社会福祉協議会等のサービス事業者及び地域と連携しながら、よりよい在宅生活の支援になお一層努めていきたいと考えております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況としましては、年間給水量は132万5,000立方メートルで、依然として景気の低迷や給水人口の減少などにより、前年度比約8,000立方メートルの減少となっております。建設改良につきましては、石綿セメント管更新事業として中野地内、中野２地内及び南太田地内を実施するとともに、渋江地内ほか５カ所の配水管布設

改良工事を実施し、管路の整備に努めたところでございます。

収益的収支につきましては、収入では総収益４億103万4,000円と、対前年度比0.3％の減少となりましたが、総費用が３億8,827万8,000円となりましたことから、1,275万6,000円の純利益を生じたところでございます。これによりまして、前年度繰越利益剰余金661万7,000円と合わせた金額から1,900万円を減債積立金に積み立てし、残りの37万3,000円を未処分利益剰余金へ翌年度へ繰り越ししたところでございます。

また、資本的収支につきましては、建設改良等に伴う収支不足額6,727万6,000円を過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしたところでございます。今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお一層の健全財政の確立に努めていきたいと考えております。

次に、国民健康保険病院事業について申し上げます。

患者数では、入院患者数延べ３万8,960人、１日平均107人、また、外来患者数は延べ６万785人、１日平均251人と、前年度と比較して、入院患者数が1,101人、2.7％の減となり、外来患者数でも5,998人で9.0％の減となっております。

収益的収支につきましては、総収益19億3,702万2,000円、総費用20億3,443万6,000円となり、消費税処理後9,741万4,000円の純損益支出となり、前年度繰越欠損金と合わせまして当年度未処理欠損金として７億1,304万3,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

病院事業につきましては、慢性的な医師不足の中、産婦人科外来の実施、健診センターによる町内全地域の特定健診、特定保健指導など、サービスの向上に努力してきたところでございますが、常勤整形外科の不在による医業収益の減などが影響して赤字決算と相なったところでございます。

今後の病院事業につきましては、昨年３月に策定いたしました涌谷町町民医療福祉センター改革プランに基づき、経営の健全化を目指すとともに、管理者であるセンター長との協力のもと、医師確保を図り、収支の黒字化が図られるよう努力していかなければならないものと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数延べ２万8,192人、１日平均77人、通所者数は延べ１万2,248人、１日平均34人と、前年度と比較して、入所で503人、1.8％の減、通所で553人、4.3％の減となりました。

収益的収支につきましては、総収益４億8,731万3,000円、総費用５億2,655万2,000円で、3,923万9,000円の純損失となり、前年度繰越欠損金と合わせまして当年度未処理欠損金として１億8,319万1,000円を翌年度に繰り越ししたところでございます。

資本的支出につきましては、1,921万3,000円の支出となり、不足額同額を過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

老人保健施設事業につきましては、平成21年４月に介護報酬改定がありまして、施設分としては総体的に1.3％の増となったものの、依然として社会保障費の中でも介護報酬は低い状態であり、また、新型インフルエンザ対策による感染防止策の一環として、発熱者の利用抑制などによる利用者減少の影響もあり、非常に厳しい内容の決算となっております。

今後の老人保健施設事業につきましては、管理者であるセンター長と協力のもと、関係機関との連携強化を図りながら、介護の質の向上、そして施設利用における安心度の向上を目指し、利用者並びにご家族に喜ばれる

ような施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は、訪問看護で延べ3,816人、１日平均16人、訪問リハビリで延べ3,659人、１日平均15人と、前年度と比較して、訪問看護で747人、16.4％の減、訪問リハビリで120人、3.4％の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益5,872万8,000円、総費用5,647万5,000円で、225万3,000円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処理剰余金として4,576万6,000円を翌年度に繰り越ししたところでございます。

訪問看護ステーション事業につきましては、医療依存度の高い方の入院や在宅での看取りが多かったため、サービス終了となった方が多く、訪問看護の回数が大きく減少したところでございます。今後、医療依存度の高いケースへの訪問が評価されることから、管理者であるセンター長と協力のもと、各医療機関等への働きかけも含めまして、在宅介護を必要とする新規利用者の確保や利用者のニーズにこたえられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、各会計について申し上げましたが、詳細につきましては、各担当課長及び統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。終わります。

○議長（大橋信夫君）　続いて、監査委員の監査報告を求めます。

牛渡代表監査委員、登壇してください。

〔代表監査委員　牛渡　稔君登壇〕

○代表監査委員（牛渡　稔君）　それでは、監査委員の報告をいたしたいと思います。

資料は、涌谷町一般会計、特別会計決算審査報告書、それから平成21年度企業会計に係る決算報告書、それから平成21年度普通会計財政健全化審査意見書、それから企業会計健全化審査意見書、この配付に基づきまして説明をいたしたいと思います。

監査委員を代表いたしまして、平成21年度の一般会計を初め、各種特別会計８件並びに企業会計４件の審査の結果について報告申し上げます。

なお、お手元に配付されております決算審査報告書の順に報告いたしますが、各項目及び表の説明については一部省略させていただきます。審査の要点と意見について報告申し上げますので、ご了承のほどお願いいたします。

それでは、平成21年度一般会計、各種特別会計の１ページをお開きいただきます。

審査の対象については、例年のとおり平成21年度一般会計、各種特別会計決算書、それから歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、それから各種基金の運用状況です。

審査の期間については、平成22年７月７日から20日まで、審査実質期間７日間。

３の審査の手続、平成22年７月７日に審査に付された21年度涌谷町一般会計、各種特別会計の決算について、町の監査基準、現地踏査を含め、下記の点を重点に審査を行いました。

⑴決算の計数が正確であるか。

⑵予算の執行が適正に行われたか。

⑶財政運営が適正かつ健全に行われているかを主眼に置き、また、公有財産、基金、債権、物品の管理等に留

意しながら帳票、証書類を精査し、例月出納検査、定期監査等において留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施いたしました。

４　審査の結果

⑴審査に付された各会計の計数は正確であり、予算執行の内容は適正妥当と認めました。

⑵財政運営は平成21年度の決算時において、依存財源が69.2％であり、自主財源の根幹である町税に占める割合は21.23％である。前年度比4.97％の減である。特に、不納欠損額並びに収入未済額が経済状況の悪さから若干ふえてございますので、徴収の向上対策に総力を挙げて取り組み、財源の確保に努めることを望むものであります。

⑶基金の管理については適正である。

⑷公有財産の管理についてはおおむね良好な管理が認められました。

⑸各種工事については、工事の起工の立案から工事完成までの一連の事務執行については適正に処理されておりました。

それでは、２ページを、決算の概要でございますが、一般会計、特別会計８件について、歳入において113億4,250万4,000円、歳出が109億7,141万9,000円ということで、前年度に対して歳入は4.82％増、歳出については3.31％増を示しています。21年度の当初予算額から11億5,184万2,000円の増の決算になってございます。

次の３ページ、財政分析の指数でございますが、ここで公債費比率が19年度償還のピークを迎えましたので、今年度21年度は10.5、それから起債の許可制限比率も8.1、実質公債費比率は13.8ということで、数値は改善されております。

次の４ページをお開きいただきたいと思います。

各種基金の残高でございますが、本年度は前年に比較して１億5,503万6,000円の減になっておりますが、これは国保会計の財政基金の取り崩し、それから保健福祉基金１億円の取り崩し、それは医療センターに償還した分でございます。

それから、次の人口動態でございますが、平成21年度も人口が182減、それから戸数が29戸減ですが、核家族化が進んでございますが、死亡が245、出生が91ということでマイナス154。それから、社会動態の転入が454、転出が484ということで、大体ほぼ３年間同じく減っているような状況でございます。

それでは、一般会計について、町長と説明がダブるところがございますが、要点について説明申し上げます。

本会計の収納率、執行率については、附表３で示してございますので、歳入については97.71、歳出については93.01％でございます。歳入については、前年度97.55に対して0.16ポイント増を示してございます。財政の収支状況はこの表のとおりでございます。

歳入の概要、意見について申し上げます。

歳入総額は68億9,397万7,000円ですが、調定額97.71％、予算額に対して96.12％を示しております。

歳入総額において、前年度より６億7,054万6,000円増額ですが、自主財源である町税収入は前年度より１億6,537万円減額で、地方交付税においても6,436万5,000円の減額。国庫支出金においては、前年度より５億8,735万5,000円の増額でございます。町債については、前年度より5,684万2,000円の増額を示してございます。

一方、町税の収入済額が歳入総額に占める割合は21.23％で、前年度比4.95％減となっております。収入率は

1.5％減となっています。今後とも自主財源確保のために、４の審査結果で申し上げたとおり、町民一人一人の権利と義務の重要性を強調して、自主財源である町税の徴収努力を期待するものでございます。

歳出の概要と意見について、部門ごとに要点を述べたいと思います。

６ページをお開きください。

歳出についてですが、今までの予算執行の概念では執行率100％を目指しておりますが、現在の財政状況から、最小の経費で最大の効果を上げるということは申し上げるまでもないですが、不用額はできるだけ残して次年度の財源対策になることを考慮して執行するよう、例月監査、行政監査で職員の皆さんにお願いしてございます。

議会については、ほぼ例年どおりの執行で、前年度とほぼ同じ執行で、議員報酬の割合は43.5％ということでございます。

（イ）の総務部門でございますが、本年度は大きく事業費が伸びてございまして、執行率が85.82％ですが、地域振興公社の関連支出額は指定管理料及び負担金等を含めて7,099万1,000円でございます。各種補助金については適正に補助されており、町の単独補助金については実績報告書の提出を求め、その評価を実施の上、予算編成時に反映してございます。それから、行財政の全般については適正に執行されているが、行革大綱に基づき、平成21年度の実施目標とする各分野の項目について、改革をずっと継続してきたんですが、行政改革の21年度の項目については52項目、本年度の実施率は87.6％、前年度は48項目で75％ですが、人件費等経常的なものを含め、集中改革プラン実施状況の総務省の調査の積算された効果額としては、４億100万円程度の財政効果があったと分析されてございます。

３番目については、大幅な機構改革の実施から５年を経過して体制が定着しつつあるが、常に従事する職員、町民サイドに立った組織の検証を行い、事務事業の効率性を求めた行政改革を推進されることを望むものでございます。

（ウ）の民生関係部門でございますが、ほぼ例年と同じ予算額の執行で、執行率は96.41％でございます。ほぼ前年と同額で、子ども医療費の町単独事業等については１万5,903件に対し助成額2,937万2,000円ということで、ほぼ前年度と同様の状況でございます。当町の高齢化率は27.2％ということでございます。

衛生部門については、執行率は92.03％で、特に21年度は涌谷町食育推進計画を策定して、保健活動にとどまることなく、産業振興、教育部門との連携を図りながら食育推進事業が実施されてございます。各種検診については、国保病院を中心に受診しやすい検診日などを設定して、住民の要望に柔軟に対応して受診率の向上に努め、きめ細かい保健指導を望むものでございます。本年は、特定指導診査については国保会計とも関係あるんですが、昨年度よりも10％上昇してございますが、この辺のところはもう少し受診率を上げていただきたいというふうに考えてございます。

環境美化等については、ほぼ前年同様の状況でございまして、じん芥処理、し尿処理経費については、大崎地域広域行政組合負担金が主でございます。一般家庭ごみの搬入等については、ほぼ前年並みで若干減っている状況でございます。

農林関係部門、３億4,088万6,000円で執行率98.07％でございますが、次の８ページですが、前年に引き続き小ネギ等を中心にしたパイプハウスの施設栽培推進、規模拡大に産地としての確立を図って、21年度の出荷量

は1,399トン、販売額は８億4,018万5,000円ということで、前年度より増額になってございます。それから、農業後継者、基幹作物の病害虫防除等については、表にあらわしているとおりでございます。

９ページの商工関係部門ですが、本部門も前年と同じ執行金額で、執行率は99.11％ですが、特に中心市街地の活用に行政と商工会が連携をとりながら、高齢者住民の日常生活を支える商業の確立を図り、安心して買い物ができる商店街づくりを考えられたいものであるということの意見でございます。中小企業融資等については、経済不況の関係から21年度の実績については10％程度伸びているということから、経済不況がうかがえるような状況でございます。それから、商工団体の育成強化について商工会の補助金、中小企業活性化支援事業ということで前年と同じでございます。観光等の振興事業については、21年度はふるさと雇用再生特別交付金事業でにぎわい夢ショップ事業業務委託料、それから観光栗園事業委託料でございます。

土木関係等については、これも政府の経済対策で前年度より大幅にふえておりますが、歳出総額が６億6,169万8,000円で、執行率87.75％ですが、若干繰越明許もございますのでこうしております。耐震関係については、前年の４倍程度の耐震診断をされています。道路維持関係等、それから工事関係等については、緊急対策でこのような事業をしています。さらに、本年度は商店街の街路灯の省エネ電球等交換工事に136基、272灯、1,178万1,000円で実施しております。都市公園植栽管理委託料は前年と同じでございます。

消防関係等については、ほぼ大崎広域事務組合の負担金でございます。非常備消防については、そのうち消防団の報酬は1,558万2,000円で、非常備消防に対する割合は40.86％となってございます。

教育関係等についても、ほぼ前年並みの執行でございますが、21年度も子育て支援事業、引き続き預かり保育、待機児童に努め、それから幼児教育については子育て相談窓口、多動的な特別支援員の配置、学校規模適正化については教育委員会で21年８月組織しておりますが、平成22年３月に箟岳地区の小中学校統合反対と小中一貫校の設置要望が町長に提出され、箟岳地区に係る統合については保留となったものです。少子化傾向にある当町の学校教育については、早期に方針の確立が望まれるところであります。

次のページをお開きください。

12ページですが、児童生徒の推移でございますが、児童数は前年と比較して５人減、学級数が11クラス減、特殊学級が１クラス増ということで、若干少子化の傾向で学級の編制が変わってございます。小学校費の設備状況等についてはこの欄に示しているような状況でございます。社会教育におきましては、意見聴取をしたところですが、町民の参加事業である町民運動会並びに町民文化祭については、参加者の伸び悩みの傾向があると言われております。町民参加、コミュニティーの大事な事業でございますので、参加者の意向を把握の上検討を望むものでございます。奨学資金の貸与状況については、平成21年度に貸与したものは奨学生14人で、貸与額は1,518万円で、貸与総額は２億3,984万円となっています。貸与金の回収については、270人が返済完了となってございます。貸与状況の表は表のとおりでございます。

次に、国民健康保険特別事業会計について申します。

国民健康保険については、歳入については前年と比較して3.0％、歳出については1.1％の増で、歳入歳出差引額で9,862万3,000円の黒字計上で、執行率は95.93％となり、歳入歳出とも前年度を上回りました。歳出については、保険給付費が5.1％、総務費について13.7％の減、その他後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、その他で3.7％。歳出全体としては前年度1.1％の増と。これに対して、歳入において、保険税が3.6％で５

億５万3,000円、国庫支出金は前年で3.2％で７億1,758万7,000円、県支出金は前年と比して5.6％減の１億433万1,000円でありました。特に、高額医療費共同事業交付金の増のほか、特別調整交付金が増額となって、歳入全体では3.0％の増となりました。当年度は基金積立金に１億303万8,000円を充て、財政調整基金現在高も確保し、国保運営の安定化が図れました。

歳入の概況についてはここに記載しているとおりで、収納率については、町税とともに経済不況から現年度分については低下してございます。滞納繰り越しについては若干ふえてございますが、関連としては若干滞納額がふえてきております。被保険者の推移については、平成21年度は大体前年度より若干減っている状況でございます。

歳出の概要についても、保険給付費が57.9％を占めて、全体として前年度1.1％の増でございます。特に、保健事業については、２年目となる特定健診、特定保健指導については昨年の受診率は低迷しておりましたが、全地区において特定健診推進懇談会の開催を健康推進員さんの協力のもとに実施し、それから夜間休日健診などで受診率45.1％と10％上昇してございます。それから、国保の被保険者に対する保健増進や早期発見の人間ドックや各種がん検診に対する一部助成については、非常に低調であります。どういう理由か、非常に申込者が少ないという状況で、もう少し啓蒙をするか、もう少しＰＲをするようにお願いしています。

国保の意見としては、本年度の国保運営は前述のとおり平成20年度に大きな制度改正があり、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行、老人保健制度の廃止、財政制度として後期高齢者支援金等が創設されて２年目となりました。

歳出総額において、前年度比1.1％の微増、保険給付費が5.1％の増、総務費は13.7％の減、その他支援金等で3.7％の減である。歳入総額においては、前年度3.0％の増で国庫支出金3.2％の増、県支出金5.6％の減、その他交付金で1.3％の増で、その他21.2％の増と、歳入歳出ともほぼ前年並みの決算計上に至ったもので、国保運営は、被保険者相互の扶助精神から、当町の町立病院を拠点に、保健・医療・福祉の一体的な推進によって、さらに各種健康教育、受診適正化、医療費の抑制に努めてきたところであります。

わくや健康ステップ事業などを引き続き実施して、各種保健事業をさらに推進するとともに、特定健診や特定指導について医療センターで受診率の向上を目指すように期待するものでございます。

老人保健特別会計については、21年３月の診療分と月おくれ請求分の収支となってございます。

後期高齢者等については、75歳以上の方が全員加入する制度で、歳入歳出とも前年並みで黒字でございます。歳入で、後期高齢者が負担する保険料は8,331万6,000円で、歳入総額の62.1％を占めてございます。

土地取得会計等については、一応分譲でございますが、事務的な経費にとどまります。

公共事業下水道特別会計については、本会計ではここに記載してございますが、全体の計画としては加入率が非常に思わしくないということで、16ページをお開きいただきたいと思いますが、水洗化については57.54％、前年は49.8％、これは若干経済不況と核家族化の減少でその接続等については非常に困難をきわめておりますが、事業の内容から考えると、やはりこれは接続率を向上する以外にないということですね。できるだけその面についてやってほしいということでお願いしてございます。

平成21年度の下水道の受益者負担金の収納率については、92.16％になっていることから、事業には理解を示しているということになるのではないかと。それから、過年度の未収についても53.22％ということで、これも

普及と滞納解消を進めると。下水道もほぼ同じような状況で、本年度は生栄巻地区が平成16年度から工事が着工されて、３地区について接続なりましたが、水洗化率はこれも合わせて42.72％ということで、普及促進に向けたＰＲ活動、あるいは公共下水道事業、経済不況などから、そういうことを啓蒙普及に進められたいというふうに思います。

それから、一般会計で実施している区域外地区についての合併浄化槽設置整備事業については、本年度、５人槽３基、７人槽８基、国・県及び町から助成しています。このことから、農集排事業計画の区域についても、場合によっては合併浄化槽設置整備事業の計画的なことも配慮すべきではないかというふうに考えられます。

介護保険事業特別会計等については、ほぼ前年並みで、収納率も98.80％ということで、保険給付については大体ほぼ前年度比で1.1％の減少で９億1,192万4,000円、予防給付については5,037万円で2.5％の減と、保険給付費総額では10億3,749万9,000円、前年度比で0.1％の増。保険料徴収については424万7,000円の未収、平成19年度分は123万9,000円の不納欠損を処理している状況から、今後とも保険料の徴収向上に努めていただきたいと。

介護保険法に伴って、地域包括支援センター体制の充実、相談窓口、とりわけ障害者の支援対策の確立と運営に当たっては、役割分担の検討が必要と認められます。介護の認定者件数は765人で、前年度比13人の増です。介護保険料の状況、保険給付費の状況は表のとおりでございます。

介護支援事業特別会計等については、歳入歳出とも約2,600万円ほどですが、ケアマネジャーの人件費で、前年度より認定者数は11人増加して1,220人ケアプランと。今後とも関係機関との情報交換を密にして、利用者、家族本位のケアプランに向けてさらなる努力をお願いする。

決算の総合意見として、平成21年度各会計決算について、それぞれ会計ごとに審査結果を述べておるとおりで、各会計とも収支残高をもって決算を終了しております。決算は各種施策を行った結果、行政評価、住民評価を見定め、その執行実績を示した計算書である以上、予算が的確に執行されているかどうか見きわめることが何より重要である。

第４次涌谷町総合計画の実施について、町民から要望を取り入れながら、限られた財源で着実に予算が執行されている。本年度の財政分析指数を見ると、前年度に比べ財政力指数は若干改善し、公債費がピークを過ぎたこともあって実質公債費比率が低下し、経常収支比率も好転している。本年度は国の緊急経済対策や緊急雇用対策交付金を積極的に活用し、緊縮型が続き整備が先延ばしになっていた事業に着手しながら、財政の健全化が図られた決算状況となっております。

また、本町の行政改革、少子化、高齢化施策において相当評価されるものの、今後の経済情勢や地方分権の推移などから判断するとき、町民の自助、共助、協働して行政参画の確立を明確に示されるべきものと思料します。今後は行政の簡素化や効率化を求め、経常的経費の節減、施設の財産の適正かつ有効な運用の取り組み、将来を展望した諸施策の実現に向けた積極的な推進を期待するものであります。

○議長（大橋信夫君）　暫時休憩します。

昼食のため、１時まで休憩します。

休憩　午後０時０６分

再開　午後１時００分　　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君）　再開します。

午前の教育委員の選任の際に、新しい教育委員さんの経歴を皆様方に配付するのを失してしまいました。お手元に配付しておきます。

午前に引き続き、監査委員より監査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（牛渡　稔君）　午前の説明で、公共下水道事業特別会計で訂正がありますので、ちょっとお願いいたしたいと思います。

16ページ、一般会計、特別会計で、16ページをお開きいただきたいと思います。

本年度の接続件数「107戸」を「82戸」にご訂正をお願いいたしたいと思います。率は変わりございません。「107戸」を「82戸」に直してください。

それでは、続きまして、平成21年度涌谷町水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計、涌谷町訪問看護ステーション事業会計の決算審査の報告をいたしたいというふうに思います。

その前に、公営企業法の収益的収入支出について、当初予算と決算との差が相当ありますので、その概要を説明して、あと意見で述べたいというふうに思います。

水道事業会計、当初予算で４億2,680万8,000円、収益的支出が４億1,971万9,000円ということで、収支計で708万9,000円の当初予算でございましたが、決算でマイナス6.04％収入が減りまして４億103万3,000円、それから収益的支出でマイナス7.49％で３億8,827万7,000円ということで、比較いたしまして、決算で1,275万6,000円の黒字というふうになりました。これは収益的収入で若干水道料金が減ってマイナス6.4％になっていますが、収益的支出ではいろいろな経費の節減に努めて7.49％となったと、ほぼ当初予算で比較した倍額654万円、195％というふうに決算になったわけでございます。

それから、次の涌谷町国民健康保険病院事業会計ですが、当初予算で収入が19億1,799万3,000円、収益的な支出で22億2,609万7,000円ということで、３億810万4,000円の赤字予算からしたんですが、決算で収益的収入で0.99％増でほぼ予算どおり確保しております。それから、収益的な支出で２億344万3,500円で、１億9,166万2,000円の減ですが、これは整形外科医が非常勤になりまして、それらの薬剤費、経費、それらが8.61％減って、決算では9,741万4,000円の赤字ということになったんですが、減価償却前で計算しますと790万円の赤字というふうになります。当初、未処理欠損金では７億1,304万2,000円ということで、当初予算で３億円ほどでしたんですが、いろいろ医療センターの方の収益的な収支については、整形外科医がやはり非常勤になったことで、非常に収入が落ちたということで、また支出については薬剤師からいろんな経費についての節減を図ったということでございます。それから、収入については、本年度特に交付税で100床の病院が特別に見られまして、約7,000万円ほど通常より増額になったということが好転された経緯でございます。

３番目に、老人保健施設ですが、当初予算で収入が４億8,617万7,000円、収益的な支出で５億4,298万4,000円ということで、5,680万7,000円の赤字予算で執行しておったんですが、収益的な収入については、入所者、通所は減っているんですが、介護保険の介護報酬が若干ふえたためにある程度収入は確保したんですが、収益的

な支出についてはほぼ人件費がなっておりますので、その収益的な支出では約５億2,655万1,000円ということで、マイナス3.03％ということですが、当初予算よりは圧縮になったんですが、3,923万9,000円、これが今年度の決算です。減価償却前で考えると4,747万7,000円の赤字ということで、これはやはり老健の状況を考えますと、ある程度医療センターの人事管理の全体的なことはございますが、その辺は減価償却前で黒字ということが緊急の課題ではないかなというふうに思います。

それから、涌谷町の訪問看護ステーションの事業会計等については、ほぼ予算どおり執行いたしまして、当初予算よりも若干減っているんですが、ほぼしております。ただ、これは人員配置によって訪問看護師の配置によっては大分変わってくるので、その辺などの事業の内容を見ながら考えていくと。

20年度と比較しますと、ほぼ20年の４会計とも総額では20年とも同じような状況になってございます。

それでは、企業会計の１ページをお開きいただきたいと思います。

審査の対象、期間、審査の手続、それから審査の重点事項等については、一般会計と同様にここに記載されたとおりで、事業内容となっています。総括については一応省略をいたしたいと思います。

３ページについては、ちょっと総費用で訂正をお願いしたいんですが、総費用で「100.4％」、これＢ／Ａとなっているんですが、２段目に「97.9％」と訂正をお願いいたします。どうも申しわけございません。これちょっと間違ってございますので。

それから、水道の単価、有収率、配水量の推移、経営の成績、それから、いろんなこの表については前年度と同様でございますので、それから工事の概要等についても前年度と引き続いています。

それでは、意見として言います。

本年度の事業収支は、収益４億103万4,000円、費用３億8,827万8,000円で、1,275万6,000円の黒字計上となりました。これによって、水道事業剰余金は、前年度繰越利益剰余金残金661万6,000円を合わせた1,937万2,000円となり、うち1,900万円を減債積立金に充て、37万2,000円を翌年度に繰り越ししたもので、事業に対する経営努力は認められる。受水関係では、本年度の大崎広域水道事業所との責任受水量は154万7,600立米で、実績受水量が145万3,179立米であり、責任受水量に対する受水率は93.9％となっております。なお、年間の配水量は157万1,166立米に占めていて、大崎広域水道事業所からの受水量の割合は92.4％、前年度に比較して４ポイント低下となっています。

年間の有収水量は、132万5,099立米で、前年度と比較して7,737立米減少しており、有収率では84.3％と前年度と比較して1.8％低下しています。今までの推移では、有収率は0.何ぼの状況ですが、本年度特に低下してございますので、その要因を早急に把握して有収率の向上に努めてほしいということを担当課に話しています。

第５次改良拡張整備計画については、本年度まで順調に整備されておりますが、石綿セメント管の未改良部分が4,528メートルあり、さらに数年かかることから、老朽管の更新とあわせ、災害対策を考慮の上、的確に実施すべきである。さらに、給水量の増加対策について、現下の経済不況並びに給水人口の減少などからやむを得ない事情があるものの、公共下水道事業、農集排事業とも連携して、さらに一体的な取り組みを望むものである。

総じて、企業運営に大きな問題は認められませんが、今後とも事業経費の縮減、使用料の収納率の向上に努め、安定した健全な企業運営を期待するものであります。

国民健康保険事業会計について申し上げますと、整形外科は週１回ということで、それから年度途中、産婦人科も毎日診療体制ですが、患者の動向についてはこの関係が影響しまして、入院患者については2.8％の減、外来患者については9.0％の減というふうになりました。収益的収入あるいは支出についてですが、この数字的なことは省略いたしますが、中段に書いております、整形外科縮小により入院及び外来患者の減少によるもので、医業外収益の大幅な増加は特別交付税算定による一般会計負担金の増加によるものであります。資本的な支出等については、本年度は長期貸付回収金と国保会計の補助金で充当しております。診療体制については、整形外科医の異動でほぼ同じような状態でやっています。負担金、補助等については、先ほどお話ししたとおり、21年度そういう制度があって、若干収益的には改善されているという状況でございます。

それから、10ページは経費の状態で、光熱水費、燃料費、修繕料が大幅に減額になってございます。それから、７の棚卸しの状況、それから備品の管理状況について記載してございます。

意見を申し上げます。

平成21年度涌谷町国民健康保険病院事業会計の決算概要は次のとおりである。涌谷町町民医療センター改革プランの初年度である平成21年度は、当初予算計上において３億810万4,000円の赤字収支から事業を開始した。医業収益において前年比3.4％減（6,037万7,000円）、医業費用においては3.7％の減（7,387万4,000円）で、収支で9,741万4,000円の純損失決算計上に至ったものであります。

診療体制として、整形外科の退職による外来及び入院患者数が低下したものの、宮城県内中小自治体病院同規模では、医業収益は平均値を超えており、医療従事者の努力は評価できるものであります。

医業費用において、給与費が医業収益の63.2％を占めていることが課題であるが、本年度は特に整形外科の縮小により、材料費、経費を大きく節減できたことは非常に喜ばしいことである。将来の事業安定化のために、医師確保に最大限の努力を望むものであります。

涌谷町医療福祉センターシステム構想に基づく、保健・医療・福祉包括システムを生かした在宅医療、人間ドック、特定健診、特定保健指導など、さらに積極的な推進を期待するものであります。

本事業運営に係る指摘事項はないが、病院及び関連事業ではどの事業においても人件費の増嵩が顕著であることから、医療福祉センター全体的な人事管理による人件費の抑制と経費の削減に努力されることを望むものである。今後も医療、福祉制度の変革が予想されることから、涌谷町町民医療センター改革プランに基づき、目標達成に向けた検討を加え、町民から信頼される病院になるように期待するものであります。

次に、老人保健施設事業会計でございますが、入所者数が若干減ってございますが、介護報酬の若干の改善によって収支をしておりますが、先ほどお話ししたとおり、従事体制について、13ページですが、職員体制に正規の職員20名、それから他嘱託、臨時職員49名で業務に当たっている。こういう状況からいうと、人件費が相当占めていることから、ここの配置等について検討をお願いしたいというふうに思います。

経営の分析、それから経費の内訳等については、表に記載したとおりでございます。

意見として、本事業は、介護保険法改正によって介護報酬の縮減、利用者の自己負担等が導入されて、厳しい運営と利用者の減少がずっと見られてきましたが、本年度は介護保険制度開始以来、初めての介護報酬引き上げの影響もあり、入所者530人減、通所者553人減となったが、事業収入は0.7％増であった。事業費用は、主に人件費が7.5％増加しています。保健・医療・福祉の包括システムの拠点施設として質の高いサービスの提供も

必要と認められますが、安定的な施設運営を考えると、業務の予定量の確保と人件費の抑制と適正化を図り、早期に減価償却前の黒字化への目標を達成することを望みます。

高齢化に伴い介護認定者が増加する中で、施設入所希望者が多い状況を考えると、関係機関とのさらなる連携によって利用者の要望にこたえてほしいものであります。この施設は保健・医療・福祉の一翼を担う拠点であり、職員の接遇及び介護技術の向上とともに、企業的な経営感覚を高め、利用者に信頼される施設として確立されることを期待するものであります。

訪問看護ステーション事業等については、ほぼ予算どおり執行して、特に問題はございません。

最後の16ページの意見を申し上げますが、本事業は、事業開始以来、健全な事業実績を示しており、本年度は利用者において業務予定量と事業収益が若干低下したが、225万3,000円の純利益計上に至ったことは職員の努力と評価することができます。本年度は作業療法士１名を増員し体制の充実を図られたが、この事業の主たる支出は人件費なので、専門職員の配置については事業運営の安定を配慮された人事管理を望むものであります。この施設は、医療センターの在宅医療の一翼を担う拠点であり、職員の接遇及び技術向上とともに、さらに利用者から信頼される事業所となるよう期待するものでございます。

次に、平成21年度普通会計財政健全化審査意見書です。

１　審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は13.8％で、前年より1.1％落ちております。④の将来負担比率が98.7で、前年より3.2％改善されております。将来負担比率の健全エリアと言われるのは150％未満と言われております。

（２）個別意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、それぞれ早期健全化基準と比較すると、これを下回り健全であると認められます。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘事項はありません。

平成22年８月18日

監査委員　牛渡　稔

同　　大泉　治

平成21年度企業会計健全化審査意見書

１　審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作

成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

法適用、それから法非適用まで含めて、資金の不足比率はございません。

（２）個別意見

①資金不足比率について

法適用、法非適用いずれの会計とも資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、経営健全化基準の20％と比較すると、なお良好な状態にあると認められます。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成22年８月18日

監査委員　牛渡　稔

同　　大泉　治

以上で終わりたいと思います。

○議長（大橋信夫君）　以上をもって町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより町長及び監査委員に対する総括質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。

◇

◎延会について

○議長（大橋信夫君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣言

○議長（大橋信夫君）　本日はこれで延会します。

延会　午後１時２２分